

大崎小学校いじめ防止基本方針

【いじめの定義】

いじめとは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット（以下「ネット」という。）を通じて行われるものを含む。）であって、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【具体的ないじめの態様】

- ◇冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇金品をたかられる
- ◇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇インターネット上で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

【いじめの認知】

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 次の場合、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。
 - ・好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合
 - ・軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し、良好な関係を再び築くことができた場合 等

「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学省）平成29年3月14日最終改定

「岡山県いじめ問題対策基本方針」平成30年1月改定 参照

玉野市立大崎小学校 いじめ防止基本方針（概要）

令和8年2月策定

1 いじめの未然防止に向けた取組の推進について

本校では教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童に豊かな道徳性を育むよう努めています。また、自分の存在と他人の存在を等しく認めたり、お互いの人格を尊重し合ったりすることで、人間関係の構築を目指しています。

- ① 道徳教育を充実させ、豊かな心の育成に努める
- ② 地域を教材・題材とした体験活動を通して、社会性を育む
- ③ 児童の主体的な活動を推進する
- ④ 情報モラル教育に取り組む
- ⑤ 授業改善により「わかった」「できた」と実感できる授業づくりに努める
- ⑥ 地域や家庭との連携を推進する

2 早期発見の取組について

本校では、すべての教職員が「いじめはどこにでも、どの子にも起こりうるもの」という危機意識をもって児童を見守り、いじめの早期発見に努めます。

- ① 教育相談体制の充実を図る
- ② 校内の情報共有を図る
- ③ 地域や家庭との情報共有を図る

3 いじめへの対処について

いじめの疑いがあることが確認された場合、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、事実関係を確認の上、ただちに解決に向けて対応に努めます。

- ① いじめをより積極的に認知する
- ② 背景にある事情も含めて事実関係を調査する
- ③ 児童の被害性に着目して対応する
- ④ 100%の解消を目指し、組織的に徹底して取り組む
- ⑤ 被害児童のケアを、外部機関と連携し、継続して行う
- ⑥ 加害児童への指導・支援を外部機関と連携して行う
- ⑦ いじめの構造により、集団への指導も行う
- ⑧ 犯罪行為と認められるいじめについては、被害児童を徹底して守り抜くため、直ちに所轄警察署と連携し、相談・通報を行う

4 いじめに対応する校内組織の編成について

① いじめ防止対策委員会

いじめの未然防止に向けた取組を行うとともに、年間3回（4月、6月、10月）、定期的に関係者情報交換等を行います。いじめ防止対策委員会の構成員は「全職員」とします。

② いじめ対策委員会

重大な事案に対応し、同様な事案の発生防止のため、適切な方法により重大な事案に係る事実関係を明確にするための調査を行い、解決に向けた取組を行います。

委員会は必要に応じて開催します。構成員は「校長」「教頭」「スクールカウンセラー」「生徒指導主事」「教育相談係」「特別支援教育コーディネーター」「養護教諭」「当該学級担任」等とします。